

3) 看護職の教育と資格の認定・登録機関

(1) 全米レベル

① 全州看護評議会連盟(National Council of State Boards Nursing: NCSBN)

- 看護免許試験、看護業務規則との関連における政策分析の実施と統一化の推進、看護免許州相互承認モデルを認可

(2) 各州レベル

① 看護協議会(Board of Nursing: BON)

- 安全な看護ケアのスタンダードの確立、看護免許の発行・更新・登録、NPAの施行

② 看護実践法(Nursing Practice Act: NPA)

- 各州法律制定

(3) アメリカ看護師認定センター(American Nurses Credentialing Center: ANCC)

オーストラリアの場合

1. 看護教育制度

1) 看護の基本資格: 看護師(登録資格)

- 3年の大学教育へ/3年の病院附属看護学校
- 3年の病院附属看護学校卒業後、1年間大学の編入へ(学士)

2) Post Graduate Course

- 助産師、公衆衛生、がんなど

3) その後、2年の修士課程(研究修士)

2. 看護職の教育と資格の認定・登録機関

(1) 各州看護協議会(Nurses Board)

- ① 登録・看護教育カリキュラム認定など
- ② 各州に置かねばならない
- ③ 看護師の登録料により運営される
- ④ 新たな看護ケアのニーズに応じて企画書を提出し、協議会が認めると実施可能

3. 看護業務

- ① 経験や医師との関係性によって看護実践業務の範囲は広がっているが、基本的には全てにわたり医師の指示が必要
- ② 各州のNurses ActとPoison Actにより規程

タイの場合

1. 看護教育制度

(1) 看護の基本資格: 看護師

- ① 看護大学(4年間)教育のみ
- ② 看護師と助産師の教育が行われる
- ③ 2002年から免許の更新制を予定

(2) 専門看護師(上級資格)

- ① 修士課程で教育され、タイ看護評議会が認定
- ② 小児看護・精神看護・地域看護・周産期看護・メディカル&サージカル看護の5分野がある

2. 看護業務の現状

- 1) 看護に関する業務は単独判断・実施が可能
- 2) 検査指示、薬剤処方も場合によっては単独で可能
- 3) 死亡の診断、気管内挿管、注射行為は不可
- 4) 専門看護師であっても業務範囲の拡大は殆どない

3. 数量増の現状

(1) 施設内

- 看護に関する業務のほぼ全般に数量権がある

(2) コミュニティ

- 医師不足を背景に、医療に係る業務においても看護職の数量で実施する機会が多い

- ① 他科受診の指示、病院紹介
- ② 限られた範囲内での薬剤処方 等

外国が模索している課題、
ならびに方法論

- 1) 看護実践と数量権並大の鍵要件: 医師との関係・法整備・健康保険との兼ね合い・教育
- 2) そのための方略
 - 1) パイロットスタディの実施: 一部の地域/施設で実施し、効果があった項目に関して、他の地域や施設で実施・普及へ
 - 2) 実績により法的整備へ
 - 3) 看護制度の制定や教育のための仕組みづくり

- 4) 看護師(ジェネラリスト)とスペシャリスト(専門看護師)の教育・権限のルールづくり
- 5) 質の保証
- 6) 経済的保証